

2025年度（令和7年度）^{なかべ}中部奨学会奨学生募集要項

中部奨学会では、以下の募集要領により、2025年度奨学生を募集します。

1. 応募資格

大学学部・大学院に在籍する学生（学年は問わない）で人物・学業ともに特に優れ、健康にして経済的理由（独立行政法人日本学生支援機構が実施する第二種学資金の対象となる者と同程度（別紙参照））により著しく就学が困難な者

2. 募集人員

支給生	大学院博士後期課程	3名
	大学院博士前期課程	2名
	大学（含短期大学）	2名
貸与生	大学院博士前期課程	2名
	大学（含短期大学）	3名

3. 募集期間

2025年4月1日（火）より5月10日（土）まで

4. 奨学金の額（月額）

大学院博士後期課程	60,000円（支給）
大学院博士前期課程	60,000円（支給・貸与）
大学（含短期大学）	35,000円（支給・貸与）

5. 奨学金の貸与・支給の期間

2025年4月から、在学期間における最短修業年限の終期まで

6. 提出書類

1) 奨学生願書

2) 奨学生推薦調書

① 在学校長等の推薦書：書式は自由ですが、以下の項目は必ず記入して下さい

宛名：公益財団法人 中部奨学会 理事長 宛

被推薦者（出願者）の氏名

被推薦者（出願者）の在学学校名、学部、学科あるいは研究科、専攻、学年等

推薦所見、推薦文

在学学校名・学長（校長）名の記名・押印

② 成績証明書

新入生：出身学校あるいは出身課程の成績証明書

在学学生：在籍する大学あるいは課程の成績証明書

3) 2024年分の収入に関する証明書類（源泉徴収票又は確定申告書（写し可））

7. 書類提出方法および期限

提出方法：在学奨学金担当部署から郵送にて出願願います。

提出期限：2025年5月10日（土）必着

8. 採用者決定および通知

2025年6月下旬までに選考委員会にて採用を決定し、応募大学（奨学金ご担当部署）あてに採否を通知します。

9. 貸与金返済方法など

奨学金（貸与金）の返還は、貸与終了1年後から開始し、15年以内に完済していただきます。返還期間は選択できます。

貸与奨学金は無利息です。

支給生については返還の必要はありません。

10. その他

当会奨学規程によります。

ご不明な点につきましては、中部奨学会ホームページ「お問い合わせ」よりご連絡ください。

11. 募集事務取扱

公益財団法人 中部奨学会 事務局

〒243-0292 神奈川県厚木市下荻野 1030 番地

神奈川工科大学 総務課 内

ホームページ : <https://nakabe-foundation.org/>

以上

(別紙1)

独立行政法人 日本学生支援機構の第二種奨学金における家計基準

生計維持者(原則あなたの父母(父母ともいない場合は、代わって生計を維持している主たる人)について、次の基準に該当する必要があります)

希望する奨学金	家計基準(※1)
第二種奨学金	生計維持者の貸与額算定基準額が 381,500 円以下であること

(※1) 収入については、2023 年(1月～12月)の収入に基づく 2024 年度住民税情報により算出された貸与額算定基準額が上表に該当するか審査を行います。

(※2) 貸与額算定基準額は次の計算式により算出します(100 円未満は切り捨て)

$$\text{貸与額算定基準額}^{\star 1} = (\text{課税標準額}) \times 6\% - (\text{市町村民税調整控除額})^{\star 2} \\ - (\text{多子控除})^{\star 3} - (\text{ひとり親控除})^{\star 4} - (\text{私立自宅外控除})^{\star 5}$$

★1 市町村民税所得割が非課税の人は、この計算式にかかわらず、貸与額算定基準額が0円となります。

★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、(市町村民税調整控除額)に 3/4 を乗じた額となります。

★3 生計維持者が2人を超える子どもを扶養している場合、2人を超える子ども1人につき 40,000 円を控除します。

(例) 生計維持者が「申込者」と「中学生の弟」、「小学生の妹」の3人を扶養している場合の控除額は、
(3-2) 人×40,000 円=40,000 円となります。

★4 ひとり親世帯に該当する場合に 40,000 円を控除します。

★5 在学採用の審査において、あなたが私立の大学・短期大学・専修学校(専門課程)・高等専門学校に在籍し自宅外通学の場合に 22,000 円を控除します。予約採用の審査においては一律0円となります。

【参考】収入・所得の上限額の目安(第二種)

表中の数字はあくまで目安です。収入基準は 2023 年の収入・所得に基づく住民税情報等により設定されているため、世帯構成、障がい者の有無等により、目安の金額を上回っていても基準を満たす場合や下回っていても基準を満たさない場合があります。

(単位:万円)

世帯 人数	想定する世帯構成	(★)が給与所得者の世帯 (年間の総収入金額)	(★)が給与所得者以外の世帯 (年間の所得金額)
2人	本人、親A(★)	1,180	905
3人	本人、親A(★)、親B(無収入)	1,127	891
4人	本人、親A(★)、親B(★※)、中学生	1,309	937
5人	本人、親A(★)、親B(★※)、中学生、小学生	1,387	1,003

※親Bは、例として、給与所得の場合(左表)は収入 300 万円、給与所得以外の場合(右表)は所得 200 万円としています。

<日本学生支援機構「貸与奨学金(大学等で受ける第二種奨学金の家計基準(在学採用)」より関係部分を抜粋>

『奨学生願書』出願にあたっての注意事項

被推薦者本人が事前に Web で出願して出願内容を印刷した「奨学生願書」を貴学に提出、貴学の作成に係る奨学生推薦調書・成績証明書添付の上、当会あてご送付ください。

※Web 出願手続きについて

被推薦者本人が当会ホームページにて、指示に従い必要事項を入力し提出用の「奨学生願書」を印刷します。（詳しくは以下の Web サイト内 Q&A 等をご参照下さい。）

中部奨学会ホームページ： <https://nakabe-foundation.org/>

＝参考『入力上の注意事項』＝

1. 希望する応募区分を選択してください。

大学院博士前期課程および大学（短期大学）学部生の方で、支給生に採用されなかった場合でも貸与を希望する場合（あるいはその逆の場合）には、支給生・貸与生の両方に応募可能です。その場合には応募区分「支給生又は貸与生」を選択してください。

2. 在籍校情報欄で本人の入学および卒業・修了予定日を入力して下さい。

3. 年を記入する場合は「西暦」（2025年等）で入力してください。

4. 同一生計者の家族欄

◇家族数（本人を含む）：同一生計者の人数（本人を含む）を入力して下さい。

◇上記の内収入のある家族数：本人に収入がある場合は、本人も含む人数を入力して下さい。

◇本人に収入がある場合には本人を含めた、収入のある家族について収入の多い順4名に関し、所得金額（税込）欄に各人の2024（令和6）年分源泉徴収票、あるいは確定申告書を確認の上、金額を入力し、その源泉徴収票、あるいは確定申告書（写し可）を添付・提出してください。

5. 参考事項欄

◇本人の1か月あたり平均収支

奨学金を希望する本人の1ヶ月平均の収入（家族から、アルバイト等から、奨学金から、その他）と支出（生活費、交通費、学校納付金、書籍・学用品、その他）を入力してください。

※奨学金とは現在受給中の奨学金の月額金額

※学校納付金とは、申請年度に在学学校へ納める1年の総額を12で割った金額

6. 本人及び連帯保証人は、各自がそれぞれ署名捺印をし、印鑑は別々の物を使用してください。

推薦調書作成について

「推薦調書」とは、「在學校長等の推薦書」と「成績証明書」の両書類を指しております。

1. 「在學校長等の推薦書」について

推薦書の書式は自由ですが、以下の項目は必ず記入してください。

- ① 宛名：公益財団法人 中部奨学会 理事長 宛
- ② 被推薦者（出願者）の氏名
- ③ 被推薦者（出願者）の在學校名、学部、学科あるいは研究科、専攻、学年等
- ④ 推薦所見、推薦文
- ⑤ 在學校名、学校長（学長）名の記名・押印

※記名・押印は原則学校長（学長）ですが、諸事情により学部長等も認めます。

2. 「成績証明書」について

新入生は出身学校（課程）の成績証明書を、在學生は在學校（課程）の成績証明書を
ご用意ください。

以上

な か べ し ょ う が く か い
公益財団法人 中部奨学会

出願のしおり

(公益財団法人中部奨学会奨学規程)

公益財団法人中部奨学会は、我国水産業の先覚者中部幾次郎翁の
顕徳事業の一環として翁の意志を体して育英事業を行う為、翁の恩
顧を被り、私淑する者の出捐に依り、優秀なる学徒にして経済的理
由の為修学困難な者に学資を支給又は貸与して教育の機会均等をは
かり社会の健全な発展に貢献しようとする目的のもとに設立された
財団法人中部奨学会を基礎として設立された育英機関である。

公益財団法人 中部奨学会 事務局

〒243-0292 神奈川県厚木市下荻野 1030

神奈川工科大学 総務課 内

ホームページ : <https://nakabe-foundation.org/>

公益財団法人中部奨学会奨学規程

(奨学生の資格)

第 1 条 本会が学資を支給又は貸与する学徒は、高等学校以上に在学し、品行方正、身体強健で次ぎの条件を有する者でなければならない。

- (1) 学資を支給する学徒は、学術成績抜群なる者及び別に定める資格を有する短期大学、大学および大学院に在学する学生とする。
 - (2) 学資を貸与する学徒は、学術優秀にして学資の支弁が困難と認められる高等学校以上に在学する学生とする。
2. 本会から学資の支給又は貸与を受ける学生をそれぞれ奨学支給生又は貸与生（以上を奨学生と総称する）といい、支給又は貸与する学資をそれぞれ奨学支給金又は貸与金（以上を奨学金と総称する）という。

(奨学金の額)

第 2 条 奨学金の額は次の区別により定めるものとし、本人の希望、家庭の事情などを参酌して決定する。

- (1) 高等学校又はこれと同程度の学校の奨学生
 - (2) 大学、短期大学又はこれと同程度の学校の奨学生
 - (3) 大学院又はこれと同程度の学校の奨学生
- 奨学金金額については、下記の通りとする。

高等学校奨学生	月額	20,000円（貸与）
大学・短期大学奨学生	月額	35,000円（支給・貸与）
大学院（博士前期課程）奨学生	月額	60,000円（支給・貸与）
大学院（博士後期課程）奨学生	月額	60,000円（支給）

(支給又は貸与の期間)

第 3 条 奨学金を支給又は貸与する期間は、高等学校、短期大学、大学、および大学院（博士前期・博士後期）の正規の就学期間とする。

(申請手続)

第 4 条 奨学生志望者は在学学校長の推薦を受け、所定の次の書類を提出して申請しなければならない。

- (1) 奨学生願書
 - (2) 奨学生推薦調書
2. 奨学生願書には、連帯保証人が連署しなければならない。連帯保証人は、原則として本人の父母、成年者たる兄弟又はこれに代る者とする。

(奨学生の決定)

第 5 条 奨学生は奨学生選考委員会の選考を経て理事会で決定する。

(学業成績の届出)

第 6 条 奨学生は、在学学校長を経て毎学年末学業成績表を提出しなければならない。

(在学中の異動届出)

第 7 条 奨学生は、次の場合には連帯保証人と連署して、在学学校長を経て直ちに届出なければならない。但し、本人が疾病その他事故のため届出ることができないときは連帯保証人から届出なければならない。

(1) 休学、復学、転学又は退学したとき

(2) 本人、連帯保証人の身分、住所その他重要な事項に異動のあったとき

(奨学金の交付)

第 8 条 奨学金は、毎月奨学生に交付する。但し、特別の事情あるときは更に数月分を併せ交付することがある。

第 9 条 特別の事情が生じたときは、奨学金の額を変更することがある。

2. 奨学生は、何時でも在学学校長を経て奨学金の減額又は辞退を申し出ることが出来る。

(奨学金の休止)

第 10 条 奨学生が休学したときは、その期間奨学金を休止する。

(奨学金の復活)

第 11 条 前条の規程により奨学金の交付を休止又は停止された者が、その事由が止んで在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の交付を復活することがある。

(支給又は貸与期間の短縮)

第 12 条 奨学生の学業成績の状況により、奨学金の支給又は貸与期間を短縮することができる。

(奨学金の停止又は廃止)

第 13 条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められるときは、奨学金を停止又は廃止する。

(1) 傷痕、疾病などのために生業の見込みがないとき

(2) 学業成績又は操行が不良となったとき

(3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき

(4) 休学、転学が適当でないとき

(5) その他奨学生として適当でないとき

(奨学貸与金の返還)

第14条 奨学貸与金は卒業の月の1年後から15年の期間にその全額を月賦、半年賦、又は年賦で返還しなければならない。

第15条 奨学貸与生が次の各号の一に該当したときは、その月の1年後から前条に準じ奨学貸与金を返還しなければならない。

(1) 退学

(2) 奨学貸与金の辞退

(3) 奨学貸与金の廃止

2. 奨学貸与生が死亡したとき、その他特別の事情あるときは、別段の返還方法を指示する。

(借用証書)

第16条 奨学貸与生が卒業し又は前条の各号の一に該当したときは、連帯保証人と連署して、在学学校長を経て、所定の借用証書を提出しなければならない。但し、連帯保証人は独立の生計を営む者でなければならない。

(卒業後の異動届)

第17条 奨学貸与生であった者は、奨学貸与金返還完了前に本人、連帯保証人の身分、住所、職業、その他重要な事項に異動があったときは直ちに届出なければならない。但し、本人が疾病などのため届出ることができないときは、連帯保証人又は家族が届出なければならない。

(返還猶予)

第18条 奨学貸与生であった者が、疾病その他正当な事由のために奨学貸与金の返還が困難になった場合は、その事由に応じてそれぞれ証明することのできる書類を添付し連帯保証人と連署のうえ、奨学金返還猶予願を提出しなければならない。

第19条 奨学金の返還猶予の願出があったときは、実状に応じ理事長が返還の猶予期間を指示する。

(延滞利息)

第20条 正当と認められる事由がなくて奨学貸与金の返還を遅延したときは、延滞利息を徴収する。

(死亡の届出)

第21条 奨学貸与生が死亡したときは、連帯保証人は死亡診断書、及び奨学金借用証書を添え在学学校長を経て、直ちに届出なければならない。

2. 奨学貸与生であった者が奨学金返還完了前に死亡したときは、連帯保証人又は遺族は戸籍抄本を添えて、直ちに届出なければならない。

(返還免除)

第22条 奨学貸与生又は貸与生であった者が奨学金返還完了前に死亡し、又は不具もしくは身体の機能に著しい傷害を生じて労働能力を喪失し、その奨学金の返還未済額の全部又は一部について返還不能となったとき、その他特に必要があるときはその全部又は一部の返還を免除することがある。

(返還免除の願出)

第23条 奨学金の返還免除を受けようとするときは、本人又は相続人は、連帯保証人と連署のうえ、次の各号の書類を添付し奨学金返還免除願を提出しなければならない。

- (1) 死亡によるときは戸籍抄本、不具廃疾によるときはその事実及び程度を証する医師の診断書
- (2) 返還不能の事実を証する書類

(返還免除願出の期限)

第24条 奨学金返還免除願は、返還不能の事由が生じたときから1年以内に提出しなければならない。但し、特別の事情があったと認められるときは、更に1年以内その期限を延長することができる。

(返還免除の決定)

第25条 奨学金返還免除の願出があったときは、理事会において審査決定し、その結果を本人、相続人、又は連帯保証人に通知する。

2. 貸与奨学生のうち品行方正、学術優秀顕著と認める者に対し返還金の2分の1まで減額することができる。

(実施細目)

第26条 この規程の実施に関して必要な事項は理事会において決定する。

- 附 則
1. この規程は、平成12年4月1日から実施する。
 2. この規程の一部改正は、平成17年4月1日から実施する。
 3. この規程の一部改正は、平成24年4月1日から実施する。
 4. この規程の一部改正は、平成29年4月1日から実施する。
 5. この規程の一部改正は、令和2年4月1日から実施する。